

令03原機（環材）010
令和 3年 6月22日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の
原子炉施設[J M T R (材料試験炉)]に係る使用前検査申請及び変更届の取下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第1項の規定に基づき、平成25年5月9日付け25原機（大材）002により申請し、平成25年5月31日付け25原機（大材）004、平成25年6月18日付け25原機（大材）017、平成26年9月18日付け26原機（大材）030、平成27年4月23日付け27原機（大材）004、平成30年4月24日付け30原機（環材）015をもって変更届を提出した原子炉本体のうち、J M T R取替用燃料体（第38次低濃縮ウラン燃料要素）の製作の使用前検査申請書について、下記の理由により取り下げることにいたします。

記

取り下げる理由

令和3年3月17日にJ M T R原子炉施設（材料試験炉）に係る廃止措置計画が原子力規制委員会に認可されたことから、今後、原子炉の運転は行わないため、J M T R取替用燃料体（第38次低濃縮ウラン燃料要素）の製作に係る使用前検査申請及び変更届を取り下げる。

以上